

一 般 社 団 法 人
仕事と治療の両立支援ネット - ブリッジ
定 款

改訂履歴

設立：平成28年10月3日

変更：令和2年2月1日

変更：令和4年1月1日

一般社団法人仕事と治療の両立支援ネット-ブリッジ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人仕事と治療の両立支援ネット-ブリッジと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中種区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、がん患者をはじめとする有病者の仕事と治療の両立を支援する活動を行うことにより、病気になっても安心して暮らせる社会を実現することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 有病者に対する個別相談事業
- (2) 有病者の自律した行動を支援するためのワークショップ事業
- (3) 有病者の仕事と治療に関わる医療機関、企業、政府、地方自治体および民間団体との交流とネットワークの推進、それらに対する研修
- (4) 有病者の仕事と治療の両立支援分野における調査研究および政策提言とその実現のための事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が行う活動に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、代表

理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 破産宣告を受けたとき
- (3) 会費を2年にわたって納入しないとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総

会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

3 社員総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する社員を除いた上で行う。

(代理)

第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 19 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 5 名以内

監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうちから、代表理事 1 名を定める。

(選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(職務)

第 23 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

3 監事は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、会計書類の監査を行う。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 26 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

2 理事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額（ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月 25 日

に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 活動計算書

(2) 貸借対照表

(3) 財産目録

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別決議

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第7章 附則

